

# 令和4年度学校法人会計基準研修会

## 令和4年度決算の留意点と 学校法人会計の基本的理解

令和5年2月28日

日本公認会計士協会東京会 学校法人委員会 委員  
双葉監査法人 代表社員 公認会計士 平塚 俊充

# 目 次

---

I . 令和4年度決算の留意点

II . 学校法人会計の基本(資金収支計算書)

III . 基本金の基本

---

# I . 令和4年度の留意点

# I . 令和4年度の留意点

---

## ▶ ポイント

1. 計算書類の小科目以外は省略不可
2. 事業活動収支計算書の「基本金組入額合計」、「基本金取崩額」は省略不可
3. 単数の学校のみを設置している法人の内訳表の省略の可否に注意
4. 幼児教育・保育の無償化の会計処理に注意
5. 補助金の会計処理に注意

## I-1. 計算書類の小科目以外は省略不可

---

- 大科目及び貸借対照表の中科目は省略不可である。
  - 学校法人会計基準改正後の様式に則った科目設定を行うこと。
  - 大科目が0円の場合であっても科目の省略はできない。  
(会計システムの仕様は表示ができない理由にはなりません)
  - 法人で任意に小科目を設定する場合は、具体的な科目名を記載すること。
  - 固定資産明細表の様式に記載されている貸借対照表の中科目(有形固定資産、特定資産、その他の固定資産)は、計上すべき金額がなくても削除しないこと。小科目については計上すべき金額がない場合に省略する。

# I-1. 計算書類の小科目以外は省略不可

## ◆科目の大・中・小(資金収支計算書)

別表第一 資金収支計算書記載科目 (第10条関係)

収入の部		備 考
科	目	
大 科 目	小 科 目	
学生生徒等納付金収入	授業料収入	聴講料、補講料等を含む。
	入学金収入	
	実験実習料収入	教員資格その他の資格を取得するための実習料を含む。
	施設設備資金収入	施設拡充費その他施設・設備の拡充等のための資金として徴収する収入をいう。

# I-1. 計算書類の小科目以外は省略不可

## ◆科目の大・中・小(事業活動収支計算書)

別表第二 事業活動収支計算書記載科目 (第19条関係)

科 目		備 考
大 科 目	小 科 目	
学生生徒等納付金	授業料	聴講料、補講料等を含む。
	入学金	
	実験実習料	教員資格その他の資格を取得するための実習料を含む。
	施設設備資金	施設拡充費その他施設・設備の拡充等のための資金として徴収する収入をいう。

# I-1. 計算書類の小科目以外は省略不可

## ◆科目の大・中・小(貸借対照表)

別表第三 貸借対照表記載科目 (第33条関係)

資産の部				
科		目		備 考
大 科 目	中 科 目	小 科 目		
固定資産	有形固定資産	土地		貸借対照表日後1年を超えて使用される資産をいう。耐用年数が1年未満になっているものであつても使用中のものを含む。
		建物		
		構築物		
		熟否研究用機器備品		
			煙木及び積形を含む。	

# I-1. 計算書類の小科目以外は省略不可

## ◆ 基準の様式の(注)1 に

第一号様式 (第12条関係)

### 資 金 収 支 計 算 書

年 月 日から  
年 月 日まで

(単位 円)

収入の部			
科 目	予 算	決 算	差 異
学生生徒等納付金収入			
授業料収入			

期末未払金	△	△	
前期末前払金	△	△	
(何)	△	△	
翌年度繰越支払資金			
支出の部合計			

(注) 1 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。

## とあるで、省略できるのでは？

# I-1. 計算書類の小科目以外は省略不可

- ◆ 別表の(注)では、小科目については適当な科目を追加し、又は細分することができることとなっていますが、大科目についてはこのような注記はありません

## 別表第一 資金収支計算書

- (注) 1 **小科目については**、適当な科目を追加し、又は細分することができる。
- 2 小科目に追加する科目は、形態分類による科目でなければならない。ただし、形態分類によることが困難であり、かつ、金額が僅少なものについては、この限りでない。
- 3 大科目と小科目の間に適当な中科目を設けることができる。
- 4 都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあつては、教育研究経費支出の科目及び管理経費支出の科目に代えて、経費支出の科目を設けることができる。
- 5 都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあつては、教育研究用機器備品支出の科目及び管理用機器備品支出の科目に代えて、機器備品支出の科目を設けることができる。

# I-1. 計算書類の小科目以外は省略不可

## 別表第二 事業活動収支計算書

- (注) 1 **小科目については** 適当な科目を追加し、又は細分することができる。
- 2 小科目に追加する科目は、形態分類による科目でなければならない。ただし、形態分類によることが困難であり、かつ、金額が僅少なものについては、この限りでない。
- 3 大科目と小科目の間に適当な科目を設けることができる。
- 4 都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあつては、教育研究経費の科目及び管理経費の科目に代えて、経費の科目を設けることができる。

## 別表第三 貸借対照表

- (注) 1 **小科目については** 適当な科目を追加し、又は細分することができる。
- 2 都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあつては、教育研究用機器備品の科目及び管理用機器備品の科目に代えて、機器備品の科目を設けることができる。

# I-1. 計算書類の小科目以外は省略不可

- ◆ 「学校法人会計基準の改正に関する説明会」への質問回答集(平成26年2月 文部科学省)  
A9 より

「新基準」の別表と様式の「注」については以下のとおりです。

別表第2「事業活動収支計算書記載科目」の(注)1に定めるように、小科目については、適当な科目を追加し、又は細分することができますが、大科目については、様式で示しているもの以外の科目の設定は認めていません。

なお、第5号様式「事業活動収支計算書」の(注)1においては、「この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。」としていますが、別表第2と同じ趣旨に理解すべきで、この規定は小科目に関してのみ適用があると解しています。

また、会計処理の結果として、金額を計上する科目は小科目であり、大科目はその小科目の金額を集計するものであるという点からも、計上する科目ではない大科目は省略できないと解され、大科目は金額がなくても、省略できず、予算〇決算〇差異〇で表示することになります。

なお、この考え方は、今回の改正以降、第1号様式「資金収支計算書」の大科目及び第7号様式「貸借対照表」の大科目・中科目についても同様に統一することといたします。

# I-1. 計算書類の小科目以外は省略不可

- 固定資産明細表の様式に記載されている貸借対照表の中科目(有形固定資産、特定資産、その他の固定資産)は、計上すべき金額がなくても削除しないこと。小科目については計上すべき金額がない場合に省略する。

固定資産明細表

年 月 日から  
年 月 日まで

(単位 円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却額の累計額	差引期末残高	摘 要
有形固定資産	土地						
	建物						
	構築物						
	教育研究用機器備品						
	管理用機器備品						
	図書						
	車両						
	建設仮勘定						
	(何)						
	計						
特定資産	第2号基本金引当特定資産						
	第3号基本金引当特定資産						
	(何)引当特定資産						
	計						
その他の固定資産	借地権						
	電話加入権						
	施設利用権						
	ソフトウェア						
	有価証券						
	収益事業元入金						
	長期貸付金						
	(何)						
計							
合 計							

ここは中科目  
なので省略  
できません

ここは小科目なので、計上すべき金額  
がない場合に省略します  
(貸借対照表の表示に合わせます)

## I-1. 計算書類の小科目以外は省略不可

---

様式は原則として変えてはいけない



別表(注)で小科目だけ例外を認めている



小科目以外は変えてはいけない

・・・と考えると、次頁以降も理解しやすくなります



## I -3. 単数の学校のみを設置している法人の内訳表の省略の可否に注意

---

- 資金収支内訳表及び事業活動収支内訳表の作成は省略できるが、人件費支出内訳表の作成は省略できないことに注意すること。
- 内訳表を作成する場合は「1部門」と「総額」欄を記載すること。

# I-3. 単数の学校のみを設置している法人の内訳表の省略の可否に注意

資金収支計算書

科 目
人件費支出
教員人件費支出
職員人件費支出
役員報酬支出
退職金支出
(何)

人件費支出内訳表

科 目	部 門	総 額
	〇〇幼稚園	
教員人件費支出		
本務教員		
本俸		
期末手当		
その他の手当		
所定福利費		
(何)		
兼務教員		
職員人件費支出		
本務職員		
本俸		
期末手当		
その他の手当		
所定福利費		
(何)		
兼務職員		
役員報酬支出		
退職金支出		
教員		
職員		
(何)		
計		

これだけ情報量の違いがあるので作成の省略はできません

◆ 同じ金額になるのに？

(注)に部門のことしか指示されていませので、金額が同じでも省略できません

**要注意！**

資金収支計算書では**役員報酬支出**は小科目なので省略可能ですが、この表には科目省略可という記載がありませんので  
**省略できません**

(注) 1 学校法人が現に有している部門のみを掲げる様式によるものとする。

2 どの部門の支出であるか明らかでない人件費支出は、教員数又は職員数の比率等を勘案して、合理的に各部門に配付する。

## I -4. 幼児教育・保育の無償化の会計処理に注意

---

- 令和2年1月20日付事務連絡「幼児教育・保育の無償化に係る学校法人の会計処理について」を参照し、処理を行うこと。
- 令和4年度から償還払いから代理受領に切り替わった自治体に私学助成園を設置する法人の場合、特に留意すること。

## I -5. 補助金の会計処理に注意

---

- 補助金の交付が翌年度であっても交付決定が年度内であれば、当該年度の収入(未収入金)として処理すること。
- 学校別に交付されている補助金については、それぞれの学校に対する補助金として確定された額を当該部門に収入計上すること。
- 国庫補助金、都補助金、東京都私学財団補助金、道府県及び区市補助金等を適正に区別して計上すること。道府県、区市町村からの補助金については「〇〇〇県補助金収入」「〇〇〇区補助金収入」など、地方公共団体名を付した科目を設定し、計上する。
- 事業活動収支計算書における教育活動収支と特別収支の区分に留意すること。

# I-5. 補助金の会計処理に注意

- 国庫補助金、都補助金、東京都私学財団補助金、道府県及び区市補助金等を適正に区別して計上すること。

## 資金収支計算書

年 月 日から  
年 月 日まで

(単位 円)

収入の部				
科	目	予 算	決 算	差 異
学生生徒等納付金収入				
授業料収入				

補助金収入				
国庫補助金収入				
地方公共団体補助金収入				
(何)				

# I-5. 補助金の会計処理に注意

- 国庫補助金、都補助金、東京都私学財団補助金、道府県及び区市補助金等を適正に区別して計上すること。

事業活動収支計算書

年 月 日から  
年 月 日まで

(単位 円)

		科 目	予 算	決 算	差 異
		学生生徒等納付金			
教育活動収支	ハの部	経常費等補助金			
		国庫補助金			
		地方公共団体補助金			
		(何)			
特別収支	業活動収入の部	その他の特別収入			
		施設設備寄付金			
		現物寄付			
		施設設備補助金			
		過年度修正額			
		(何)			
		特別収入計			
		科 目	予 算	決 算	差 異
		資産処分差額			

ここは1本です

## I -5. 補助金の会計処理に注意

- 道府県、区市町村からの補助金については「〇〇〇県補助金収入」「〇〇〇区補助金収入」など、地方公共団体名を付した科目を設定し、計上する。

学校法人会計基準の処理標準(記載科目)の改正等について(通知)最終改正 平成 27 年 1 月 30 日 26 生私行第 3111 号

資金収支計算書記載科目

補助金収入 …………… 国、地方公共団体及びこれに準ずる機関から交付される補助金をいう。

国庫補助金収入 …………… 日本私立学校振興・共済事業団からの補助金を含む。

都補助金収入

東京都私学財団補助金収入

〇〇〇補助金収入 …………… 道府県、区市町村からの補助金があれば、その地方公共団体名を付して記載する。

事業活動 収支計算書記載科目

経常費等補助金 …………… 施設設備補助金以外の補助金をいう。

国庫補助金

都補助金

東京都私学財団補助金

〇〇〇補助金

- ただし、処理標準の留意事項には「小科目については、原則として処理標準に示す科目を使用するものとするが、必要に応じて学校法人において適切な科目を設定し、処理してよいこと。」とありますので、処理標準以外の小科目設定が認められていないということではありません。

# I-5. 補助金の会計処理に注意

- 事業活動収支計算書における教育活動収支と特別収支の区分に留意すること。

事業活動収支計算書

年 月 日から  
年 月 日まで

(単位 円)

		科 目	予 算	決 算	差 異
教育活動収支	ハの部	学生生徒等納付金			
		経常費等補助金			
		国庫補助金			
		地方公共団体補助金 (何)			
特別収支	業活動収入の部	その他の特別収入			
		施設設備寄付金			
		現物寄付			
		施設設備補助金			
		過年度修正額			
		(何)			
		特別収入計			
		科 目	予 算	決 算	差 異
		資産処分差額			

この区分のこと  
です

# I-5. 補助金の会計処理に注意

## ◆ 教育活動収支と特別収支の区分の基本的な考え方

資金収支計書

補助金収入
国庫補助金収入
地方公共団体補助金収入

施設設備  
以外

事業活動収支計算書

教育活動収支/事業活動収入

経常費等補助金

広い

国庫補助金

地方公共団体補助金

※施設設備にもそれ以外にも使えれば  
「経常費等補助金」

特別収支/事業活動収入

その他の特別収入

施設設備補助金

狭い

※施設設備にしか使えないものだけが  
「施設設備補助金」

施設設備のみ使用可

# I-5. 補助金の会計処理に注意

## ◆ 教育活動収支と特別収支の区分の例

### ① 校舎建て替え時等の利子補給を目的とした補助金

補助金の交付者の目的に基づき、「特別収支」の「施設設備補助金」に計上する。

### ② 経常費補助金のうち設備支出を対象とする部分

補助金の交付者の目的に基づき、区別することなくその全てを「教育活動収支」の「経常費等補助金」に計上する。

### ③ 経常費補助金を構成する特別補助

補助金の交付者の目的に基づき、「教育活動収支」の「経常費等補助金」に計上する。

※

### ④ GP (Good Practice) 等の補助金

補助金の交付者の目的に基づき、「教育活動収支」の「経常費等補助金」に計上する。

※大学等が実施する教育改革の取組の中から選ばれた優れた取組「Good Practice」を「GP」と呼びます

学校法人委員会実務指針第45号「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について(通知)」に関する実務指針(学校法人委員会実務指針第45号)平成26年1月14日 日本公認会計士協会 2-3 補助金の区分 より

## I-5. 補助金の会計処理に注意

---

- ◆ 国庫補助金に注意してください
  - ✓ 国庫の補助金でも都知事名で交付決定通知書が届くことがあります。
  - ✓ 「文部科学大臣から次のとおり交付することに決定されたので」といった文言があったら「国庫補助金」になります。
- ◆ 下記のURL(東京都生活文化スポーツ局 学校法人会計)に令和4年度の補助金計上区分が掲載される予定ですので、必ず最新版を確認してください

<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/ninka/0000000772.html>



# I-5. 補助金の会計処理に注意

○令和4年度 補助金計上区分(都知事所轄法人)

		令和4年度補助金名称	区分	備考
東京都補助金 (私学部)	1	産業・理科教育施設設備整備費補助金(理振)	経常費等	
		産業・理科教育施設設備整備費補助金(産振)	施設	
	2	園務改善のためのICT化支援事業補助金	施設	
	3	私立幼稚園等環境整備費補助	経常費等	
	4	私立幼稚園教育水準向上支援事業費補助	経常費等	
	5	私立幼稚園教育振興事業費補助金	経常費等	
	6	私立特別支援学校等経常費補助金	経常費等	
	7	私立幼稚園特別支援教育事業費補助	経常費等	
	8	私立通信制高等学校経常費補助金	経常費等	
9	私立幼稚園等教育体制支援事業費補助	経常費等		

## I-5. 補助金の会計処理に注意

	令和4年度補助金名称	区分	備考
東京都補助金 (私学部)	10 私立幼稚園等特色教育等推進補助	経常費等	
	11 私立高等学校都内生就学促進補助	経常費等	
	12 私立幼稚園預かり保育推進補助	経常費等	
	13 私立高等学校等就学支援金学校事務費補助	経常費等	
	14 私立学校安全対策促進事業費補助	施設	
	15 認定こども園への円滑な移行のための準備支援事業補助金	経常費等	
	16 私立学校運動場芝生化事業補助金	施設	
	17 私立学校運動場芝生化維持管理経費補助金	経常費等	
	18 私立専修学校教育振興費補助	経常費等	
	19 私立専修学校特別支援教育事業費補助金	経常費等	

# I-5. 補助金の会計処理に注意

		令和4年度補助金名称	区分	備考
東京都補助金 (私学部)	20	私立専修学校職業実践専門課程推進補助	経常費等	
	21	私立専修学校教育環境整備費補助金(評価促進)	経常費等	
	22	私立外国人学校教育運営費補助金	経常費等	
都 (産労局)	23	保育園等による木育活動の支援事業費補助金 (ソフト事業のみ)	経常費等	
		保育園等による木育活動の支援事業費補助金 (ソフト・ハード両方の補助を受けた場合)	施設	
東京都私学財団 助成金	1	私立専修学校等耐震化事業費助成金	施設	
	2	私立学校非構造部材耐震対策工事費助成金	施設	
	3	私立専修学校教育環境整備費助成金	施設	
	4	私立学校デジタル教育環境整備費助成金	施設	
	5	私立学校体育館空調設備新規導入費助成金	施設	

## I -5. 補助金の会計処理に注意

		令和4年度補助金名称	区分	備考
東京都私学財団助成金	6	私立学校省エネ設備等導入事業費助成金	施設	
	7	私立高等学校新入生 <u>端末整備費</u> 助成金	経常費等	端末整備費補助ですが経常費等補助金です！
	8	私立学校外国語指導助手活用事業費助成金	経常費等	
	9	私立高等学校外部検定試験料助成金	経常費等	
	10	私立学校教育研究助成金	経常費等	
	11	私立学校教員海外派遣研修事業費助成金	経常費等	
	12	私立高等学校等授業料軽減助成金	経常費等	
	13	私立高等学校定時制及び通信教育振興奨励費助成金	経常費等	

# I-5. 補助金の会計処理に注意

	令和4年度補助金名称	区分	備考
国庫補助金	1 学校保健特別対策事業費補助金	経常費等	
	2 私立学校施設整備費補助金 (私立高等学校等施設高機能化整備費)	施設	
	3 私立学校施設整備費補助金 (学校体育諸施設補助)	施設	
	4 私立学校施設整備費補助金 (私立高等学校産業教育施設整備費)	施設	
	5 私立学校施設整備費補助金 (学校給食施設整備費)	施設	
	6 私立学校施設整備費補助金 (私立幼稚園施設整備費)	施設	
	7 学校教育設備整備費等補助金 (高等学校産業教育設備整備費)	施設	
	8 学校教育設備整備費等補助金 (理科教育設備整備費等)	経常費等	
	9 学校教育設備整備費等補助金 (特別支援教育設備整備費等)	施設	
	10 私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備補助金	施設	

## I -5. 補助金の会計処理に注意

		令和4年度補助金名称	区分	備考
国庫補助金	11	私立大学等研究設備整備費等補助金 (私立高等学校等ICT教育設備整備推進事業費)	施設	
	12	私立学校情報機器整備費補助金	施設	
	13	私立大学等経常費補助金 (私立高等学校等経常費補助(特別支援教育分))	経常費等	
	14	私立大学等経常費補助金 (私立高等学校等経常費補助(広域通信制課程分))	経常費等	
	15	私立学校建物其他災害復旧費補助金 (応急仮設校舎等整備事業)	施設	
	16	教育支援体制整備事業費交付金(幼稚園の教育体制支援事業)	経常費等	

---

## Ⅱ．学校法人会計の基本(資金収支計算書)

## Ⅱ. 学校法人会計の基本(資金収支計算書)

---

### ▶ ポイント

1. 学校法人会計の計算書類の体系
2. 学校法人特有の資金収支計算書
3. 1取引2仕訳の今昔
4. 資金収支計算書の不思議
5. 資金収支調整勘定等

# Ⅱ-1. 学校法人会計の計算書類の体系

資金 = 現金預金

計算書類

資金収支計算書

及び活動区分資金収支計算書

(東京都知事所轄では作成を要しない)

資金収支内訳表

人件費支出内訳表

事業活動収支計算書

事業活動収支内訳表

貸借対照表

固定資産明細表

借入金明細表

基本金明細表

計画表

企業の損益計算書のようなもの

商業簿記とは異なる世界

## Ⅱ-2. 学校法人特有の資金収支計算書

---

- ◆ 資金収支計算書は企業のキャッシュ・フロー計算書とはちがいます
  - ✓ 資金収支計算書にはキャッシュ・フロー計算書のような活動別の区分がありません
  - ✓ キャッシュ・フロー計算書は、決算の時にでき上った損益計算書や貸借対照表の数値を使って、帳簿とは別に作ります
  - ✓ 資金収支計算書は、資金収支仕訳を積み上げて帳簿(資金収支元帳)から作ります
  - ✓ 概念的には事業活動収支計算書と貸借対照表に関する仕訳(※総勘定仕訳)とは別に仕訳します  
(いわゆる1取引2仕訳)
- ※ 商業簿記で行う仕訳と同じですが、学校法人会計では資金収支仕訳と区別するために総勘定仕訳ということばを使う場合があります

## Ⅱ-3. 1取引2仕訳の今昔

- ✓ 概念的には事業活動収支計算書と貸借対照表に関する仕訳(総勘定仕訳)とは別に仕訳します

昔

資金収支

借方		貸方	
現金預金	200,000	授業料収入	200,000

総勘定

借方		貸方	
現金預金	200,000	授業料	200,000

本当に2つの仕訳  
を書きました

## Ⅱ-3. 1取引2仕訳の今昔

今

### 会計システム入力

資金収支  
タイプ

資金収支

借方		貸方	
現金預金	200,000	授業料収入	200,000

総勘定

借方		貸方	
減価償却額	450,000	減価償却累計額	450,000



### 自動仕訳

(自分では意識していない)

総勘定

借方		貸方	
現金預金	200,000	授業料	200,000

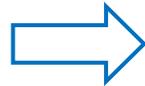
現物寄付や減価償却額、基本金の組入など資金の収支を伴わないものだけは、総勘定仕訳を入力します

総勘定  
タイプ

総勘定

借方		貸方	
現金預金	200,000	授業料	200,000

借方		貸方	
減価償却額	450,000	減価償却累計額	450,000



資金収支

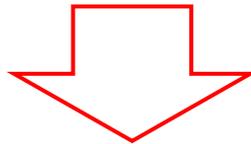
借方		貸方	
現金預金	200,000	授業料収入	200,000

科目によっては、資金の動きを伴うか否かの選択を間違えると、貸借対照表科目間の振り替えなのに資金収支に反映してしまう場合があります

## Ⅱ-4. 資金収支計算書の不思議

---

- ◆ 資金収支計算書には、事業活動収支計算書と同じ金額になるものがなぜかたくさんあります
  - ✓ 例えば授業料に未収があった場合、普通の資金収支計算書であれば授業料収入が事業活動収支計算書の授業料と同額になることはありません
  - ✓ 実際にお金が入ってこないのに未収入金を入れてしまうと、資金(現金預金)の残高が合わなくなります
  - ✓ しかし、学校法人会計では未収入金を計上しつつ、帳尻が合うようにこれらを調整するという作業をします
  - ✓ その結果、資金収支計算書の授業料収入が事業活動収支計算書の授業料と同額になります



これは資金収支計算書の目的の1つ目に由来します

## Ⅱ-4. 資金収支計算書の不思議

### ◆ 資金収支計算書の目的(学校法人会計基準第6条)の考え方

- ① 当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容を明らかにする。
- ✓ そのために前受、未収、前払、未払を計上するので、発生主義※的な考え方が入っています
  - ✓ 事業活動収支計算書も発生主義ですが、同じではありません
- ② 当該会計年度における支払資金(現金及びいつでも引出すことができる預貯金)の収入及び支出のてん末を明らかにする。
- ✓ 現金主義※であれば現金預金の残高と一致するので何の問題もありません
  - ✓ 発生主義的な考え方で計上した前受、未収、前払、未払が含まれるため、調整が必要になります

※発生主義：お金の出入りとは関係なく、その年度に発生した取引は、その年度の収入と支出として計上する考え方

現金主義：お金の出入りがある取引だけを、その年度の収入と支出として計上する考え方

## Ⅱ-4. 資金収支計算書の不思議

### ◆もう少し詳しい比較

#### 資金収支計算書

- ✓ 当年度の諸活動に関する資金収入・資金支出なら、**資金の出入りが過年度、当年度、翌年度以降のいずれかを問わず計上します**

- ✓ 資金の出入りがあれば、貸借対照表科目同士の取引も計上します

(例外) 授業料等の減免の場合は、資金の出入りは伴わなくても、人件費支出か奨学費支出を相手科目とした両建て処理が行われます

#### 事業活動収支計算書

- ✓ 当年度の事業活動に関する収入・支出なら、**資金の出入りがなくても計上します**  
(例) 現物寄付、減価償却額、引当金繰入額の計上、貯蔵品から経費への振り替え、基本金組入額・基本金取崩額の計上
- ✓ 貸借対照表科目同士の取引(固定資産の取得、資金の借入・返済、貸付・回収など)は計上しません

## Ⅱ-4. 資金収支計算書の不思議

### ◆ 資金収支計算書の有用性

- 現行の資金収支計算書を今後も維持するとともに、新たに付属する表として「活動区分別資金収支表」を作成することとする。

当該年度の活動との関連において資金の流れを整理する資金収支計算書は、補助金の配分の基礎資料として、また学校法人の予算管理のための手法として現在も有用であり、今後も維持すべきである。

補助金の算定上は学部等ごとの人件費支出や教育研究経費支出等を把握する必要があるため、引き続き、資金収支計算書の内訳について学部等の単位で作成する必要がある。

また、学校法人の予算管理上は、各年度の収入及び支出の総額及び内訳を一覧で見ることができる現行の資金収支計算書の様式は、現在も有用である。

学校法人会計基準の在り方について 報告書

平成25年1月31日 学校法人会計基準の在り方に関する検討会 Ⅱ-2 資金収支計算書

- 平成25年(2013年)の基準改正の際の検討会で、キャッシュ・フロー計算書の導入が検討されましたが、最終的に上記のような扱いになりました

## Ⅱ-4. 資金収支計算書の不思議

### ◆2つの目的を同時に達成するための工夫

- ① 当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容を明らかにする。
  - ✓ 当年度に資金の出入りがなくても、当年度の諸活動に関するものは当年度の勘定科目に含めます
  - ✓ 当年度に資金の出入りがあっても、当年度の諸活動に関係ないものは当年度の勘定科目には含めません
- ② 当該会計年度における支払資金(現金及びいつでも引出すことができる預貯金)の収入及び支出のてん末を明らかにする。
  - ✓ こちらが普通の資金収支計算書の目的ですが、①の目的を果たそうとすると、資金の出入りと一致しないものが含まれるので、資金の残高(てん末)が合いません
  - ✓ ①の目的を果たしながら、②の目的も果たすため
    - 当年度の資金の出入りがなくても含めた収支は、調整勘定というマイナス勘定でプラスマイナスゼロにします
    - 当年度の資金の出入りがあっても含めなかった収支は、当年度の勘定科目とは別の科目を使います

## Ⅱ-5. 資金収支調整勘定等

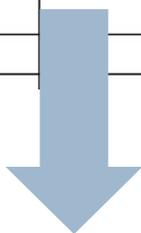
### ◆ 資金収支計算書の収入の部の構造を見てみます

資金収支計算書

年 月 日から  
年 月 日まで

(単位 円)

収入の部				
科	目	予 算	決 算	差 異
学生生徒等納付金収入				
授業料収入				
入学金収入				
実験実習料収入				
施設設備資金収入				
(何)				
手数料収入				
入学検定料収入				



- ✓ 収入の部は「学生生徒納付金収入」からはじまって、当年度の諸活動に関する収入の科目が続いています
- ✓ ①の目的のためこの中には実際の入金がないものも含まれています
- ✓ 例えば未収の授業料や、前期に前受けした当年度の授業料を振替えたものなどです
- ✓ 収入で気を付けるのは **未収と前受**です

## Ⅱ-5. 資金収支調整勘定等

借入金等収入			
長期借入金収入			
短期借入金収入			
学校債収入			
前受金収入			
授業料前受金収入			
入学金前受金収入			
実験実習料前受金収入			
施設設備資金前受金収入			
(何)			
その他の収入			
第2号基本金引当特定資産取崩収入			
第3号基本金引当特定資産取崩収入			
(何)引当特定資産取崩収入			
前期末未収入金収入			
貸付金回収収入			
預り金受入収入			
(何)			
資金収入調整勘定	△	△	
期末未収入金	△	△	
前期末前受金	△	△	
(何)	△	△	
前年度繰越支払資金			
収入の部合計			

✓ 借入金等収入までは当年度の諸活動に関する収入です

✓ 前受金収入から下は②の目的で資金の帳尻を合わせるための収入科目(    部分)が含まれています

## Ⅱ-5. 資金収支調整勘定等

前受金収入					
授業料前受金収入					
入学金前受金収入					
実験実習料前受金収入					
施設設備資金前受金収入					
(何)					
その他の収入					
第2号基本金引当特定資産取崩収入					
第3号基本金引当特定資産取崩収入					
(何)引当特定資産取崩収入					
前期末未収入金収入					
貸付金回収収入					
預り金受入収入					
(何)					
資金収入調整勘定	△				
期末未収入金	△				
前期末前受金	△				
(何)	△	△			

**前受金収入**

- 当年度入金があったが
- 次年度以降のものなので当年度の科目に含めなかった
- 収入科目(相手勘定は現金預金)

**前期末未収入金収入**

- 当年度入金があったが
- 前年度以前のものなので当年度の科目に含めなかった
- 収入科目(相手勘定は現金預金)

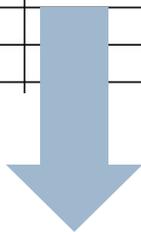
**資金収入調整勘定**

- 当年度入金がなかったが
- 当年度のものなので当年度の科目に含めた
- 調整科目(相手勘定は当年度の収入科目)
- △(マイナス)記入(上で入れて下で引く)

## Ⅱ-5. 資金収支調整勘定等

### ◆ 資金収支計算書の支出の部の構造を見てみます

支出の部				
科	目	予 算	決 算	差 異
人件費支出				
教員人件費支出				
職員人件費支出				
役員報酬支出				
退職金支出				
(何)				
教育研究経費支出				
消耗品費支出				
光熱水費支出				
旅費交通費支出				
奨学費支出				



- ✓ 支出の部も「人件費支出」からはじまって、当年度の諸活動に関する支出の科目が続いています
- ✓ ①の目的のためこの中には実際の出金がないものも含まれています
- ✓ 例えば未払の人件費や、前期に前払いした当年度の経費を振替えたものなどです
- ✓ 支出で気を付けるのは**未払**と**前払**です

## Ⅱ-5. 資金収支調整勘定等

資産運用支出			
有価証券購入支出			
第2号基本金引当特定資産繰入支出			
第3号基本金引当特定資産繰入支出			
(何)引当特定資産繰入支出			
収益事業元入金支出			
(何)			
<hr style="border-top: 1px dashed red;"/>			
その他の支出			
貸付金支払支出			
手形債務支払支出			
前期末未払金支払支出			
預り金支払支出			
前払金支払支出			
(何)			
[予備費]	( )		
資金支出調整勘定	△	△	
期末未払金	△	△	
前期末前払金	△	△	
(何)	△	△	
翌年度繰越支払資金			
支出の部合計			

✓ 資産運用支出までは当年度の諸活動に関する支出です

✓ その他の支出から下は②の目的で資金の帳尻を合わせるための支出科目(      部分)が含まれています

## Ⅱ-5. 資金収支調整勘定等

その他の支出			
貸付金支払支出			
手形債務支払支出			
前期末未払金支払支出			<b>前期末未払金支払支出</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>当年度<b>出金があったが</b></li> <li><b>前年度以前のものなので</b>当年度の科目に<b>含めなかった</b></li> <li><b>支払科目</b>(相手勘定は現金預金)</li> </ul>
預り金支払支出			
前払金支払支出			<b>前払金支払支出</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>当年度<b>出金があったが</b></li> <li><b>次年度以降のものなので</b>当年度の科目に<b>含めなかった</b></li> <li><b>支出科目</b>(相手勘定は現金預金)</li> </ul>
(何)			
[予備費]			
資金支出調整勘定	△	△	
期末未払金	△		<b>資金支出調整勘定</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>当年度<b>出金がなかったが</b></li> <li>当度のものなので当年度の科目に<b>含めた</b></li> <li><b>調整科目</b>(相手勘定は当年度の支出科目)</li> <li>△(マイナス)記入(上で入れて下で引く)</li> </ul>
前期末前払金	△		
(何)	△		

# Ⅱ-5. 資金収支調整勘定等

## 収支の比較

### 資金収入

前受金収入
授業料前受金収入
入学金前受金収入
実験実習料前受金収入
施設設備資金前受金収入
(何)
その他の収入
第2号基本金引当特定資産取崩収入
第3号基本金引当特定資産取崩収入
(何)引当特定資産取崩収入
前期末未収入金収入
貸付金回収収入
預り金受入収入
(何)
資金収入調整勘定
期末未収入金
前期末前受金
(何)

### 資金支出

その他の支出
貸付金支払支出
手形債務支払支出
前期末未払金支払支出
預り金支払支出
前払金支払支出
(何)
[予備費]
資金支出調整勘定
期末未払金
前期末前払金
(何)

前受金収入だけが  
大科目

△  
△  
△

△  
△  
△

## Ⅱ-5. 資金収支調整勘定等(前受金1/2)

当年度の授業料200,000が入金

資金収支	借方		貸方	
	現金預金	200,000	授業料収入	200,000
総勘定	借方		貸方	
	現金預金	200,000	授業料	200,000

翌年度の授業料200,000が入金

資金収支	借方		貸方	
	現金預金	200,000	授業料前受金収入	200,000
総勘定	借方		貸方	
	現金預金	200,000	前受金	200,000

貸借対照表 負債科目

## Ⅱ-5. 資金収支調整勘定等(前受金2/2)

次の年

前年度の前受授業料200,000を当年度に振替え

資金収支	借方		貸方	
	前期末前受金	200,000	授業料収入	200,000

資金収支計算書では、このように調整されます

学生生徒納付金収入	
授業料収入	200,000
資金収入調整勘定	
前期末前受金	△200,000
計	0

仕訳をした段階で収支はゼロになります  
⇒資金収入調整勘定は収入のマイナス勘定です

総勘定	借方		貸方	
	前受金	200,000	授業料	200,000

## Ⅱ-5. 資金収支調整勘定等(未収入金1/2)

当年度の授業料200,000が未入金

借方		貸方	
期末未収入金	200,000	授業料収入	200,000

資金収支計算書  
では、  
このように調整  
されます

学生生徒納付金収入	
授業料収入	200,000
資金収入調整勘定	
期末未収入金	△200,000
計	0

仕訳をした段階で  
収支はゼロになり  
ます  
⇒資金収入調整  
勘定は収入のマイ  
ナス勘定です

総勘定

借方		貸方	
未収入金	200,000	授業料	200,000

貸借対照表 資産科目

## Ⅱ-5. 資金収支調整勘定等(未収入金2/2)

次の年

当年度の授業料200,000が入金

資金収支	借方		貸方	
	現金預金	200,000	授業料収入	200,000

総勘定	借方		貸方	
	現金預金	200,000	授業料	200,000

前年度の授業料200,000が入金

資金収支	借方		貸方	
	現金預金	200,000	前期末 未収入金収入	200,000

総勘定	借方		貸方	
	現金預金	200,000	未収入金	200,000

## Ⅱ-5. 資金収支調整勘定等(前払金1/2)

当年度の卒業式会場費3,000を支払

	借方		貸方	
資金収支	(教)賃借料支出	3,000	現金預金	3,000
総勘定	(教)賃借料	3,000	現金預金	3,000

翌年度の入学式会場費3,000を支払

	借方		貸方	
資金収支	前払金支払支出	3,000	現金預金	3,000
総勘定	前払金	3,000	現金預金	3,000

貸借対照表 資産科目

## Ⅱ-5. 資金収支調整勘定等(前払金2/2)

次の年

前年度の前払賃借料3,000を当年度に振替え

借方		貸方	
資金収支 (教)賃借料支出	3,000	前期末前払金	3,000

資金収支計算書  
では、  
このように調整  
されます

教育研究経費支出	
賃借料支出	3,000
資金支出調整勘定	
前期末前払金	△3,000
計	0

仕訳をした段階で  
収支はゼロになり  
ます  
⇒資金支出調整  
勘定は支出のマイ  
ナス勘定です

総勘定

借方		貸方	
(教)賃借料	200,000	前払金	200,000

貸借対照表 資産科目

## Ⅱ-5. 資金収支調整勘定等(未払金1/2)

当年度の教育研究経費の賃借料3,000が未払

借方		貸方	
資金収支 (教)賃借料支出	3,000	期末未払金	3,000

資金収支計算書  
では、  
このように調整さ  
れます

教育研究経費支出	
賃借料支出	3,000
資金支出調整勘定	
<b>期末未払金</b>	$\Delta 3,000$
計	0

仕訳をした段階で  
収支はゼロになり  
ます  
⇒資金収入調整  
勘定は収入のマイ  
ナス勘定です

借方		貸方	
総勘定 (教)賃借料	3,000	未払金	3,000

賃借対照表 負債科目

## Ⅱ-5. 資金収支調整勘定等(未払金2/2)

次の年

当年度の教育研究経費の賃借料3,000を支払

	借方		貸方	
資金収支	(教)賃借料支出	3,000	現金預金	3,000
総勘定	借方		貸方	
	(教)賃借料	3,000	現金預金	3,000

前年度の教育研究経費の賃借料3,000を支払

	借方		貸方	
資金収支	前期末未払金 支払支出	3,000	現金預金	3,000
総勘定	借方		貸方	
	未払金	3,000	現金預金	3,000

## Ⅱ-5. 資金収支調整勘定等(まとめ)

資金の出入りのタイミングと本来の科目への計上のタイミング  
がずれる場合に調整が必要になります

当年度

翌年度

前受  
資金収支

借方		貸方	
現金預金	200,000	授業料 前受金収入	200,000

借方		貸方	
前期末 前受金	200,000	授業料 収入	200,000

資金±0

総勘定

借方		貸方	
現金預金	200,000	前受金	200,000

借方		貸方	
前受金	200,000	授業料	200,000

未収  
資金収支

借方		貸方	
期末 未収入金	200,000	授業料 収入	200,000

資金±0

借方		貸方	
現金預金	200,000	前期末未収入 金収入	200,000

総勘定

借方		貸方	
未収入金	200,000	授業料	200,000

借方		貸方	
現金預金	200,000	未収入金	200,000

前払  
資金収支

借方		貸方	
前払金 支払支出	3,000	現金預金	3,000

総勘定

借方		貸方	
前払金	3,000	現金預金	3,000

借方		貸方	
(教)賃借料 支出	3,000	前期末前払 金	3,000

資金±0

借方		貸方	
(教)賃借料	200,000	前払金	200,000

未払  
資金収支

借方		貸方	
(教)賃借料 支出	3,000	期末未払金	3,000

総勘定

借方		貸方	
(教)賃借料	3,000	未払金	3,000

資金±0

借方		貸方	
前期末未払 金支払支出	3,000	現金預金	3,000

借方		貸方	
未払金	3,000	現金預金	3,000

---

## Ⅲ. 基本金の基本



# Ⅲ. 基本金の基本

---

## ▶ ポイント

1. ちょっとだけ基本金の定義を読む
2. 基本金のない世界を考えてみる
3. 今度はちゃんと定義を読む
4. なんで「第〇号基本金」というのか
5. 各基本金の中身
6. 基本金の取崩
7. 「部門別に計算」することと「部門別に組入れる」こと
8. 「繰延額」はなくなっていない
9. 第1号基本金の「未組入高」というもの

## Ⅲ-1. ちょっとだけ基本金の定義を読む

---

### ◆ 基本金の定義

学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その事業活動収入のうちから組み入れた金額を基本金とする。（基準第29条）

お世辞にも分かりやすいとはいえない文章ですが

とりあえずのポイントを

**必要な資産を継続的に保持するために維持すべきもの**

というところに置きたいと思います

## Ⅲ-2. 基本金のない世界を考えてみる

基本金がなかった場合

資産	100	負債	0
		繰越収支差額	100
	<u>100</u>		<u>100</u>



※学校法人には持ち分がないので資本金がありません

上のような状態は、諸活動に必要な資産が継続的に保持されている状態といえるでしょうか？



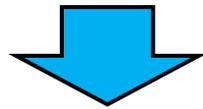
これだけでは判断ができません

## Ⅲ-2. 基本金のない世界を考えてみる

諸活動に必要な資産が保持されているかどうか分からない

貸借対照表

資産	100	負債	0
		繰越収支差額	100
	100		100



諸活動に必要な資産がいくらか計算して、貸借対照表に入れてみる

貸借対照表

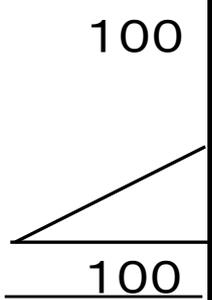
資産	100	負債	0
		<span style="color: red;">諸活動に必要な 資産の額</span>	<span style="color: red;">80</span>
	100	繰越収支差額	<span style="color: red;">20</span>
			100

必要な資産が保持されているかどうか  
 分かる

# Ⅲ-2. 基本金のない世界を考えてみる

ケース 1

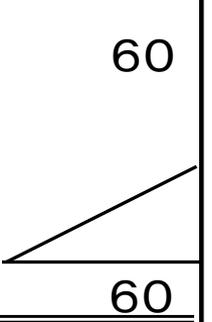
貸借対照表

資産	100	負債	0
	諸活動に必要な 資産の額	基本金	80
		繰越収支差額	20
	100		100

← 足りている状態

ケース 2

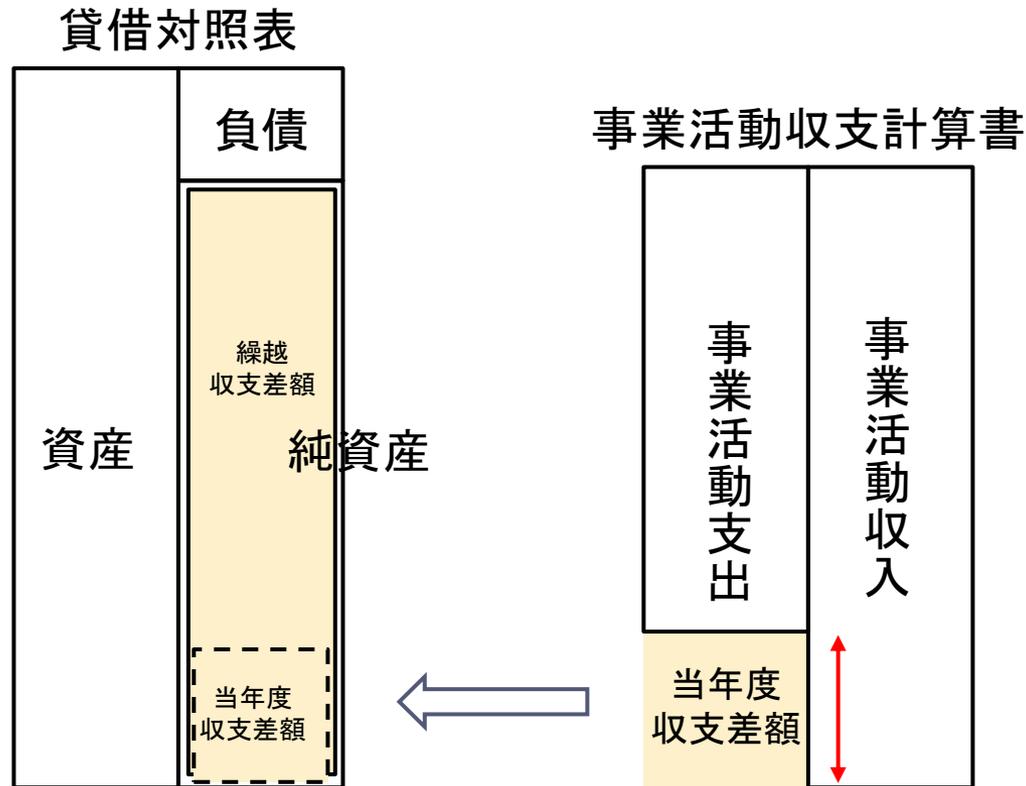
貸借対照表

資産	60	負債	0
	諸活動に必要な 資産の額	基本金	80
		繰越収支差額	△20
	60		60

← 足りてない状態

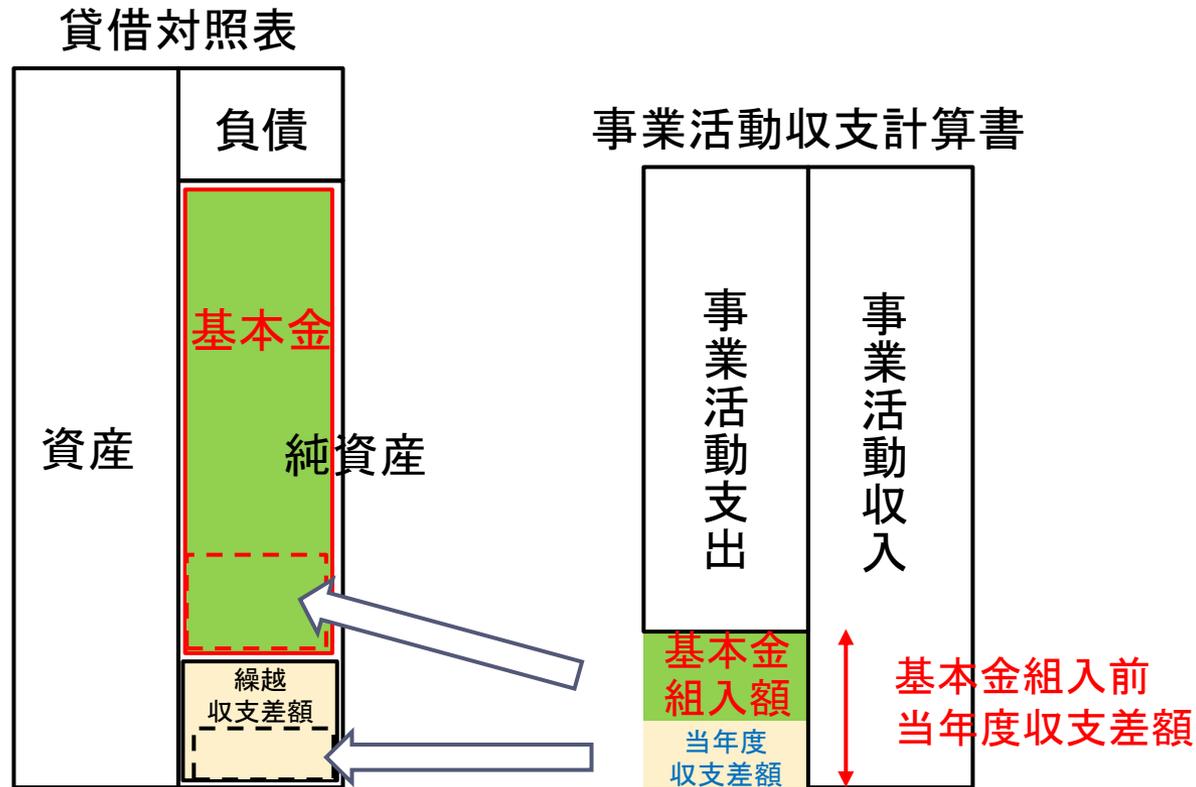
この部分にどうやって入れる(組み入れる)のか？

## Ⅲ-2. 基本金のない世界を考えてみる



- ✓ 貸借対照表の純資産は資産と負債の差額です
- ✓ 基本金のない世界では、当年度収支差額が積み上がって、繰越収支差額だけで純資産ができ上がっています

## Ⅲ-2. 基本金のない世界を考えてみる



- ✓ 「基本金」というものを純資産に入れるためには、やはり事業活動収支計算書の収入と支出の差額を組入れることになります

## Ⅲ-3. 今度はちゃんと定義を読む

### ◆ 基本金の定義

学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その事業活動収入のうちから組み入れた金額を基本金とする。（基準第29条）

「その諸活動の計画に基づき必要な資産」

- 学校法人の教育研究活動の計画に基づいて必要とされる資産

「継続的に保持する」

- 学校法人が資産の提供するサービスや機能を永続的に使用する目的で資産を所有すること

「保持するために維持すべき」

- 継続的に保持が必要な資産に対応する金額を消費することなく、基本金に組み入れることによって留保すること

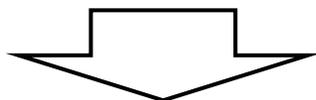
「その事業活動収入のうちから組み入れた金額」

- 事業活動収入のうち事業活動支出に充てることなく留保すべき金額（＝維持すべきもの）を組み入れること

基本金に係る実務上の取扱いに関するQ&A(学校法人委員会研究報告第15号)最終改正平成26

## Ⅲ-3. 今度はちゃんと定義を読む

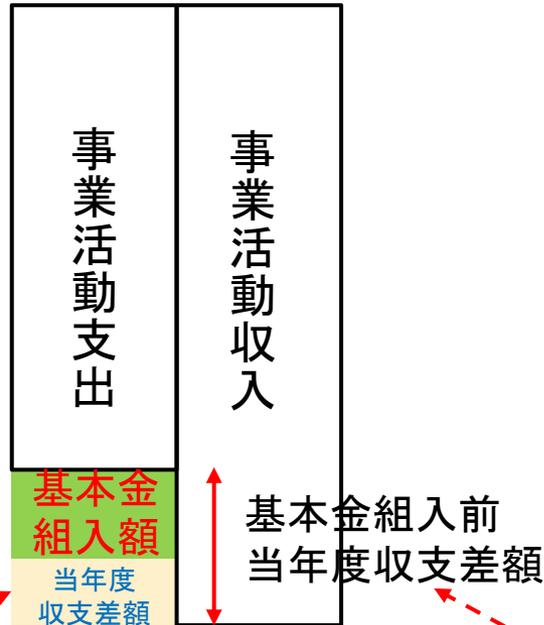
---



- 学校法人が教育研究のために必要な資産を所有し続けるには、必要な資金を確保しなければなりません。事業活動収入をすべて使ってしまうと、その資金が確保できなくなります
- そこで、「基本金」という目標を設定するようにしました
- しかし、「基本金」を組み入れただけで必要な資金が留保されるわけではなく、実際にその目標を達成するためには、事業活動支出が基本金組入後の収入をオーバーしないような経営をしなければなりません
- 基準の狙いは、**基本金組入額控除後の事業活動収支の均衡状態を明らかにすること**にもあります
- 現在の基準では、事業活動収支計算書の基本金組入前の収支差額で毎年度の収支の均衡状態を、当年度収支差額で長期的な収支の状況を把握できるようにしています

# Ⅲ-3. 今度はちゃんと定義を読む

事業活動収支計算書



長期的な収支の均衡状態  
(当年度増えた資産の将来的な更新も見据えた均衡状態)

毎年度の収支の均衡状態

## Ⅲ-4. なんで「第〇号基本金」というのか

- ◆「その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきもの」としての基本金をどう計算するか

基準第30条では、次のように定めています  
(この号数に合わせて「第〇号基本金」と呼んでいます)

- |     |   |  |
|-----|---|--|
|     |   | 学校法人は、次に掲げる金額に相当する金額を、基本金<br>に組入れるものとする  |
| 第1号 | → | 一 学校法人が設立当初に取得した固定資産(中略)で教育の用に供されるものの価額、または新たな学校(中略)の設置もしくは既設の学校の規模の拡大もしくは教育の充実向上のために取得した固定資産の価額 |
| 第2号 | → | 二 学校法人が新たな学校の設置または既設の学校の規模拡大もしくは教育の充実向上のために将来取得する固定資産の取得に充てる金銭その他の資産の額                           |
| 第3号 | → | 三 基金として継続的に保持し、かつ、運用する金銭その他の資産の額   |
| 第4号 | → | 四 恒常的に保持すべき資金として別に文部科学大臣の定める額  |

## Ⅲ-5. 各基本金の中身

---

### ◆ 第1号基本金

学校法人が設立当初に取得した固定資産で教育の用に供されるものの価額、または新たな学校の設置もしくは既設の学校の規模の拡大もしくは教育の充実向上のために取得した固定資産の価額

### 【説明】

学校法人は、設立の申請を行う段階で必要な施設・設備、これらに要する資金、経営に必要な財産を持っていなければなりません。その段階では、まず現物寄付された金額が第1号基本金に組み入れられます。その後、教育用の固定資産が増えたら、それを維持するため、その金額だけ基本金も組み入れて行くということになります。

ただし、組み入れを行うのは寄付や自己資金で取得した場合であり、取得のための借入や未払がある場合は、その返済や支払の支出があるまで組み入れません(基準第30条第3項)。

## Ⅲ-5. 各基本金の中身

---

### ◆ 第2号基本金

学校法人が新たな学校の設置または既設の学校の規模拡大もしくは教育の充実向上のために将来取得する固定資産の取得に充てる金銭その他の資産の額

### 【説明】

例えば新しく学校を作ろうとか、校舎を建てようとかいう時、出来上がってからドカッと基本金を組み入ると、収支が大きく動いてしまいます。そうならないように先行してこの分(取得のためのお金や寄付金、補助金なども含めて)を確保しておくために、**計画的・段階的**に組み入れましょう...というのが第2号基本金の趣旨です。

この場合、実際の対象資産があり、これが貸借対照表上の「第2号基本金引当特定資産」になります。

ただし、「資金があるから2号の特定資産に振り替えて、その金額を基本金に組み入れる」というのは順序が逆です。基本金の組入れは事業活動収入から行うもので、特定資産はその結果として表示されるものです。

第2号基本金は、取得予定の資産を取得した時点で、第1号基本金に振り替えます。

## Ⅲ-5. 各基本金の中身

---

### ◆ 第3号基本金

基金として継続的に保持し、かつ、運用する金銭その他の資産の額

#### 【説明】

例えば奨学基金の場合、その基金を運用した果実で奨学金を支給するというような事業を寄付者や学校の意思に基づいて行います。第3号基本金の趣旨は、その大切な基金をちゃんと確保しましょうというものです。これも、第2号基本金と同じく、その事業の計画に従って**計画的**に組み入れましょうということになっています。

この場合も実際の対象資産があり、これが貸借対照表上の「第3号基本金引当特定資産」になります。

## Ⅲ-5. 各基本金の中身

### ◆ 第4号基本金

恒常的に保持すべき資金として別に文部科学大臣の定める額

#### 【説明】

分かりにくい書き方ですが、要するに「緊急の際の支払資金に充てられるように、1ヶ月分の支払いができるだけの資金を持っています」という趣旨の基本金だと考えてください。

「文部科学大臣の定める額」は「学校法人会計基準第30条第1項第4号に規定する恒常的に保持すべき資金の額について」という大臣裁定で定められています。

具体的には、前年度の事業活動支出の決算額から以下のように計算した額です。

人件費(退職給与引当金繰入額及び退職金を除く)

教育研究経費(減価償却額を除く)

管理経費(減価償却額を除く)

借入金等利息



合計 ÷ 12

## Ⅲ-6. 基本金の取崩

### ◆ 組入れの逆で、基本金の取崩というのもあります

#### 基準第31条

学校法人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、各号に定める額の範囲内で基本金を取り崩すことができる。

- ✓ その昔、基本金は「諸活動の一部又は全部の廃止」という極めて限られた場合を除いて取崩すことができませんでした
- ✓ しかし、少子化の進展などの経済情勢の変化から平成17年(2005年)の基準改正で、基本金の取崩し要件が見直され、上記のようになりました
- ✓ ただし、「取り崩すことができる」というのは、「取崩しても取り崩さなくてもいい」ということではありません
- ✓ **要件に該当する場合**(次頁で説明します)は、資産を他に転用するなどして継続的に保持する場合のほかは**基本金取崩しの対象としなければなりません**  
(「学校法人会計基準の一部改正について(通知)」平成17年5月13日17文科高第122号)

## Ⅲ-6. 基本金の取崩

- ▶ 下記の場合には、原則として基本金取崩しの対象とします（基準第31条）

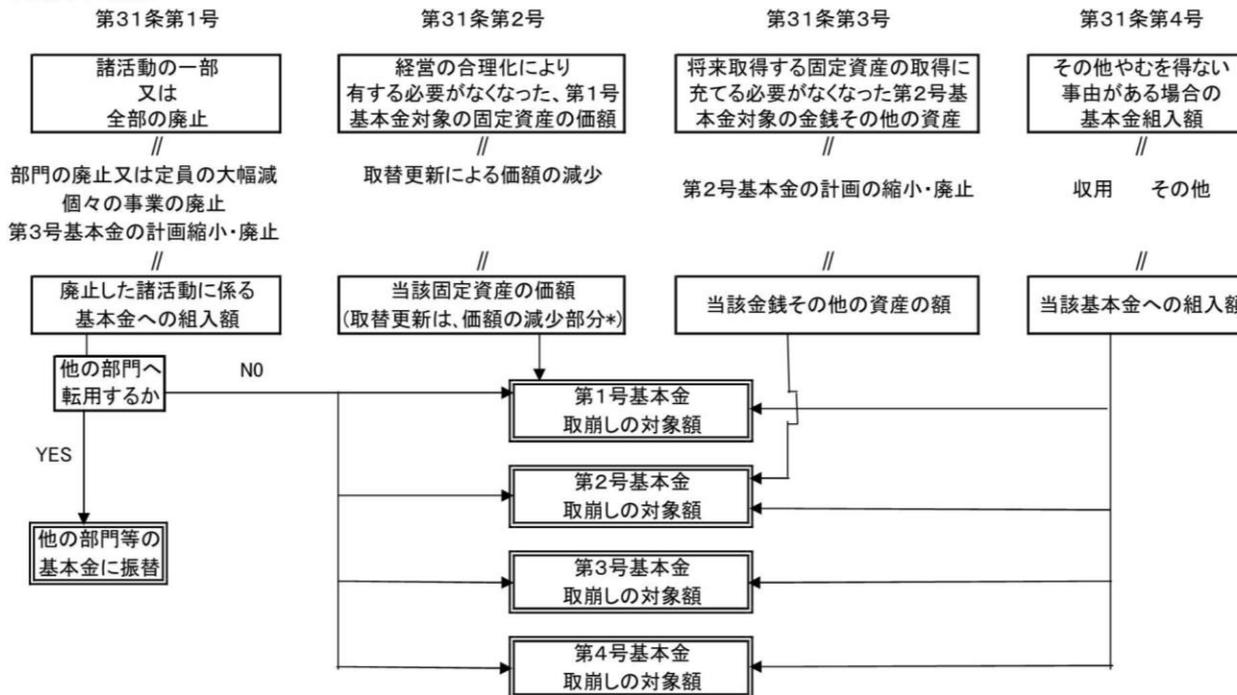
要件		範囲	対象 基本金
1	諸活動の一部または全部を廃止した場合	その廃止した諸活動に係る基本金への組入額	第1号 第2号 第3号 第4号
2	経営の合理化により第1号基本金対象固定資産を有する必要がなくなった場合	その固定資産の価額	第1号
3	金銭その他の資産を将来取得する固定資産の取得にあてる必要がなくなった場合	その金銭その他の資産の額	第2号
4	その他やむを得ない事由がある場合	その事由に係る基本金への組入額 ※収用等	主として 第1号

(注)この他、第4号基本金には大臣裁定による取り崩しが別途定められています

# Ⅲ-6. 基本金の取崩

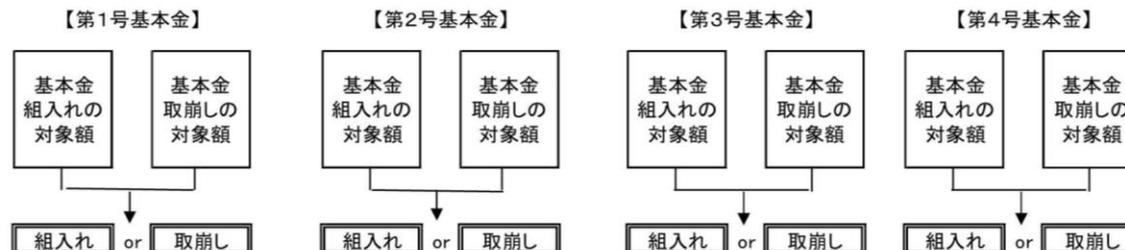
基本金に係る実務上の取扱いに関するQ&A(学校法人委員会研究報告第15号)最終改正平成26年12月2日 日本公認会計士協会 3-2 より

## 【取崩しの対象】



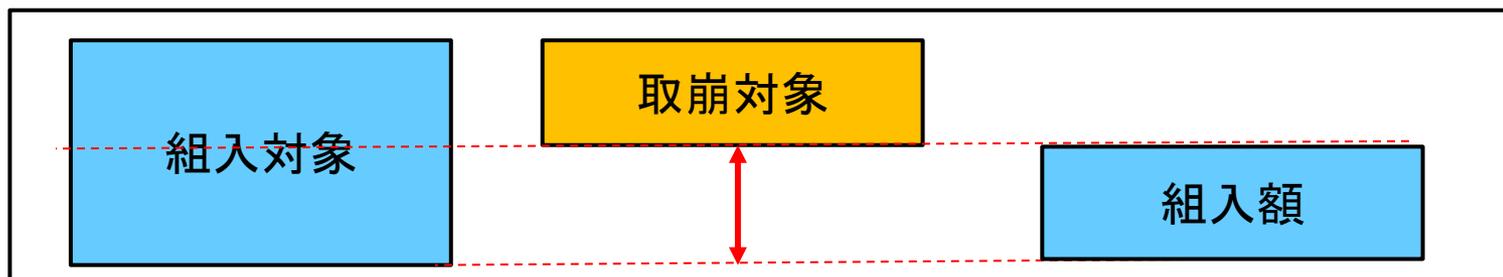
\* 取替更新時の価額の減少部分を次年度以降に有する予定の場合には、当該金額を繰り延べることに留意する。

## 【基本金組入額又は基本金取崩額】



## Ⅲ-6. 基本金の取崩

- ◆ 基本金を組み入れるか取り崩すかの計算(判断)
- ✓ 基本金の組入額や取崩額の計算は、各号の基本金ごとに
  - 組入れの対象となる金額が取崩しの対象となる金額を超える場合は、その超える金額を基本金の組入額として取り扱います



- 取崩しの対象となる金額が組入れの対象となる金額を超える場合は、その超える金額を基本金の取崩額として取り扱います



(「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について(通知)」平成17年5月13日17高私参第1号)

## Ⅲ-7. 「部門別に計算」することと「部門別に組入れる」こと

---

- ◆ 「基本金に係る実務上の取扱いに関するQ&A(学校法人委員会研究報告第15号)最終改正平成26年12月2日 日本公認会計士協会」には、下記のような記述があります

### 1-9 基本金の組入れと取崩し A

基本金の組入額と取崩額は**部門別に計算を行っている場合などを除き**、各号ごとに組入額又は取崩額のいずれかが把握されること(以下略)

- これを見ると、先程の基本金の組入額と取崩額の計算を部門別に行うのは例外的なように見えます

## Ⅲ-7. 「部門別に計算」することと「部門別に組入れる」こと

---

◆ 同じQ&Aの3-7では、このような記述があります

### 3-7 基本金の取崩しと部門別把握 A

基本金要組入額は、原則として基本金の設定対象資産と結び付けて算定され、基本金の組入計算も各法人の実態に応じて部門別に行うこととなっていることから、**基本金の取崩しについても原則として部門別に判断**することとなる。

- これを見ると、先程の基本金の組入額と取崩額の計算を部門別に行うのが原則的な方法のように見えます

## Ⅲ-7. 「部門別に計算」することと「部門別に組入れる」こと

---

◆ この3-7には続きがあり、このような記述になっています

### 3-7 基本金の取崩しと部門別把握(A 後段)

しかし、基本金の設定対象資産を複数の部門で共用したり、使用する部門が変更されることもあるため、学校法人がその諸活動の計画に基づき必要な資産を法人全体をもって判断し、継続的に維持すべき金額を基本金としている場合には、**基本金の取崩しについても法人全体をもって判断することも認められよう。**

- ここでは維持すべき金額を法人全体で判断している場合は、基本金取崩しを法人全体で判断することも認めています
- この場合、組入額や取崩額は、合理的な基準で各部門に按分します

## Ⅲ-7. 「部門別に計算」することと「部門別に組入れる」こと

---

◆ また、この3-7のQは次のようなものでした

### 3-7 基本金の取崩しと部門別把握 Q

基本金は、諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、**部門別に組入れを行うことになっていますが**、基本金を取り崩すかどうかの判断、すなわち今後資産を継続的に保持するかどうかの判断も部門別に行うのでしょうか。

➤ ここでは、基本金の組入れを部門別に行うことを前提にしています

## Ⅲ-7. 「部門別に計算」することと「部門別に組入れる」こと

---

◆ これらをまとめると、次のようになります

➤ 基本金の組入額・取崩額の計算(判断)

(原則)部門別

(容認)法人全体(学校法人がその諸活動の計画に基づき必要な資産を法人全体をもって判断し、継続的に維持すべき金額を基本金としている場合)

➤ 基本金の組入・取崩

部門別

(法人全体で計算した場合は全体額を合理的な基準で各部門に按分)

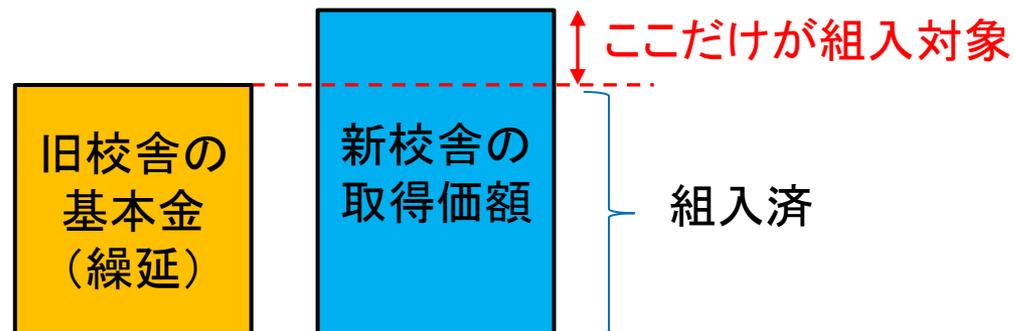
※按分の場合は基本金組入額か基本金取崩額のいずれかが事業活動収支計算書に計上されますが、原則的な計算を行った場合は両方が計上される場合があります

ただし、第4号基本金は計算も組入も法人全体で行うのが原則です

(同Q&A2-14)

## Ⅲ-8. 「繰延額」はなくなっていない

- ◆ 平成17年の基準改正が行われる前、除却した資産に対応する基本金は翌年度以降に繰延べられ、別の資産を取得した際に充当されました
- ◆ これが「繰延額」です
  - ✓ この考え方は、基本金の取崩が認められるようになった今も残っています
  - ✓ 必ずしも 資産の除却＝取崩対象 ということではありません
  - ✓ 例えば校舎を建替える場合、対応する基本金は除却した年度の取崩対象とはせず、新しい校舎が完成した年度まで繰越して、この金額を超えた分だけを組入対象にします



## Ⅲ-9. 未組入高というもの

- ◆ 基準第29条では「事業活動収入のうちから組み入れた金額を基本金とする」とありました
- ✓ これは、学校法人の自己資金で取得した固定資産の額を基本金とするということを意味します
- ✓ 固定資産を借入金や未払金で取得した場合は、まだ自己資金で取得していないので、基本金に組入れることはできません
- ✓ 組入れずに翌年度以降に繰り延べる金額を「未組入高」といいます
- ✓ 翌年度以降、借入金や未払金を返済した場合、その返済金額を基本金に組入れます

### 基準第30条第3項

学校法人が第1項第1号に規定する固定資産を借入金（学校債を含む。以下この項において同じ。）又は未払金（支払手形を含む。以下この項において同じ。）により取得した場合において、当該借入金又は未払金に相当する金額については、当該借入金又は未払金の返済又は支払（新たな借入金又は未払金によるものを除く。）を行った金額に相当する金額を基本金へ組み入れるものとする。

## Ⅲ-9. 未組入高というもの

(前頁の続き)

- ✓ 第2号基本金、第3号基本金には未組入高はありません(自己資金を実際に特定資産としてストックするため)
- ✓ 第4号基本金も基本金明細表の様式で未組入高欄に「-」が入っていませんが、通常は使用されません
- ✓ したがって「未組入高」は、実質的に第1号基本金だけの論点になります
- ✓ 基本金の繰延べが行われた場合、買い替えた資産が借入金や未払金によった場合でも、繰延額はすでに組入れられているので、その部分に未組入は認識しません(次頁で説明します)
- ✓ 基本金明細表上は例えば以下ようになります

	組入れるべき金額	当年度に組入れる金額	翌年度以降に組入れる金額	
事項	① 要組入額高	①-② 組入高	② 未組入高	④ 摘要
×××	1,000	700	300	未払金

## Ⅲ-9. 未組入高というもの

- ◆ 未組入が第1号基本金を難しくしている例として、「基本金に係る実務上の取扱いに関するQ&A(学校法人委員会研究報告第15号)最終改正平成26年12月2日 日本公認会計士協会」の2-7を見てください(赤字は筆者)

Q 校舎の改築をしましたが、以下の場合には未組入高はいくらになるでしょうか。

新築校舎代	1,000
内訳	
第2号基本金に係る自己資金	200
上記以外の自己資金	500
借入金	300
除却した旧校舎に係る基本金	600

(未組入高はないものとする。)

A 未組入高を算定するには基本金と資金との対応関係を次のように考える必要がある。

新校舎に係る基本金要組入額 1,000 - 除却した旧校舎に係る基本金 600 - 第2号基本金からの振替額 200 = 要組入高 200

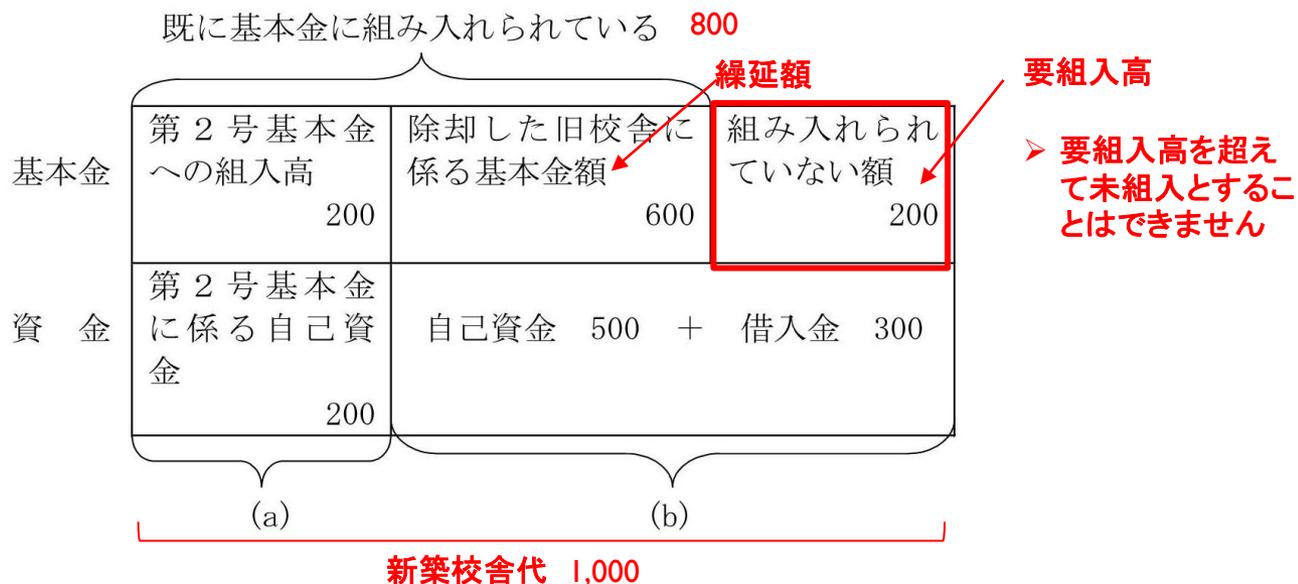
新築校舎の基本金で既に組み入れられているのは、除却した旧校舎に係る基本金額 600 と第2号基本金として組み入れられている 200(第1号基本金に振り替えられる。)であり、差し引きした 200 が組み入れられていないこととなる。

一方、資金は、第2号基本金に係る自己資金 200 が積み立てられてあり、残りの 800 の資金が自己資金と借入金により賄われている。

# Ⅲ-9. 未組入高というもの

(前頁続き)

図で示すと次のようになる。



上記のうち、基本金と資金とは(b)の対応関係が明確になっていないが、未組入高の算定の際には既に基本金に組み入れられている分について取崩しをしないものとし、組み入れられていない200についてはその金額の範囲内で基準第30条第3項により借入金による未組入高として翌年度以降に繰り延べる額を算定する。

したがって、借入金は300あるが組み入れられていないのは200であるので、200が借入金による未組入高となる。

## Ⅲ-9. 未組入高というもの

◆ 先の例で要組入高を超えた金額を未組入とした場合、基本金明細表では下のようになります



事項	要組入額高	組入高	未組入高	④摘要
×××	200	△100	300	借入金

要組入高を超過した未組入高のために、超過分の100を取崩すというおかしいことになります



事項	要組入額高	組入高	未組入高	摘要
×××	200	0	200	借入金

ここが未組入の限度になります